

競争的研究費等の運営・管理の行動規範

2024年11月25日策定

本行動規範は、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての者を対象に、競争的研究費等の運営・管理を適正に行うための行動や判断の基準となる模範を示したものである。

1. コンプライアンス教育を受講し、法令等を遵守する。
2. コンプライアンス教育の内容を、それぞれの権限・責任に応じて実行する。
3. 啓発活動を通じて、不正防止に向けた意識の向上と浸透を図る。
4. 実効性のある取組が期待されていること意識し、取組を推進する。
5. 研究費の不正使用等は、絶対に行わない。
6. 研究活動における不正行為（ねつ造、改ざん、盗用等）は、絶対に行わない。
7. 研究費の不正使用等が疑われる場合は、速やかに通報窓口に通報する。